

編集・発行
 (株)農林中金総合研究所基礎研究部
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
 TEL. 03-3243-7331
 FAX. 03-3246-1984
 URL : http://www.nochuri.co.jp
 E-mail : kaneko@nochuri.co.jp

調査と情報

去る六月二二日、第一五一回通常国会で可決され、水産基本法が成立した。同法は、水産業を食料産業として明確に位置づける等新しい視点を盛り込んでおり、その意味で、戦後の漁業制度改革以来の大きな変革と言える。そして、この水産基本法における基本理念の実現のために、地域漁業の振興、漁場環境の保全、水産資源の保護管理、担い手の確保・育成等、漁協に期待される役割は多方面にわたり、かつ大きい。

しかしながら、昨今の資源水準の低下あるいは魚価低迷等による漁業生産の厳しい状況は、その漁協の経営基盤ともいふべき経済事業を直撃している。主な経済事業

である購・販売事業だけで五六%と総事業利益の大半を占めており、その影響は

大きい。漁協における事業利益は、平成五年以降マイナス状態が継続(単純集計ベース)し、欠損計上漁協の割合が三〇%(平成一一年度)に上るなど、漁協経営をめぐる環境は厳しさを増している。

こうした中での漁協への期待である。とくに、基本法において最も重要な施策の一つとされる資源管理だけを考へても、資源管理組織の設置・運営、資源回復計画の策定、漁場の管理と環境保全、遊漁との調整、行政への報告・連絡等、きわめて多くの業務が伴うものと想定される。これは、まさしく漁協における指導事業の分野であるが、一漁協平均〇・五五人(平成一一年度)

水産基本法下における漁協の役割

の担当職員では十分その機能が果たせるはずもない。また、人員増を図るうにも、経営上の余裕もない。

こうした中で、漁協系統では平成九年五月に「漁協系統事業・組織改革のための指針」を組織決定し、順調とは言えないまでも漁協合併を進めている。一方、水産庁においても、資源管理・担い手育成などの課題を担える組織として、「認定漁協」制度をスタートさせ、支援策を拡充する。いずれも、その本質は事業規模拡大による経営基盤・財務基盤の造成にあるものと思われるが、果たしてそれだけでよいのだろうか。

漁協における資源管理・担い手育成等の取り組みは、漁業権を軸とする地域を対象とした営漁指導の形態をとることとなるが、その内容・重要度はこれまでの指導事業の比ではないはずである。漁協系統としても、こうした意識への変革・徹底を図り、指導事業の有効機能を念頭に置いて組織・事業を見直す必要があるのではなからうか。その場合、既存の組織や事業を前提にするのではなく、漁業者のために何が必要かという視点が必要になる。こうした視点に立てば、市町村等行政単位での合併にとどめる必要があるケースもあるだろうし、あるいは経済事業についても、例えば県連等への事業統合が望ましいケースもあるだろう。真に必要なものは何か、今一度考えたいものである。

(主席研究員 出村 雅晴)

今月のテーマ：漁業・漁協をめぐる今日的課題

水産基本法下における漁協の役割.....	1	ぶっくレビュー『中国黒龍江省のコメ輸出戦略』...	9
資源管理型漁業とつくり育てる漁業の重要性について ...	2	あぜみち.....	10
21世紀漁業の課題.....	3~4	虹のかけ橋.....	11
韓国ヒラメ養殖の動向	5~6	統計の眼「増勢が続く冷凍食品の輸入」...	12
沿岸漁業における資源管理の一つの道 ...	7~8	編集後記.....	12